



なかよし旬間

人権教育は、すべての教育活動の中で常に機能していないといけない教育です。日々大事にしていますが、11月に「なかよし旬間」を設けて、特に重点的に扱っています。

みなさんは、「いじめ」の定義をご存知でしょうか。

以前は、「自分より弱いものに対して、一方的に身体的心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」といった定義でした。しかし、定義は時代とともに変わって、「一方的」「継続的」「深刻な」という文言が消え、いじめを受けた子どもの立場から考えることを大切に考えるようになりました。

平成25年の「いじめられて防止対策推進法」の施行に伴い、現在は、「**されている子が心と体に苦痛を感じたら、それはいじめである。**」と定義されています。



「ふざけているだけだよ。」「ちょっとからかっただけで、いじめたつもりはない。」「親しいから、あだ名で呼んだんだ。」というときでも、相手が苦痛に思ったら「いじめ」です。

11月の校長講話では、このことを子どもたちに話し、「**いじめはぜったいしてはいけません。**」と伝えました。

同日、北信教育事務所生涯学習課の小島指導主事に来校していただき、SOSの出し方教室を行いました。長野県では、未成年者の自殺死亡率が高く、長野県として「SOSの出し方に関する教育」を進めています。

今回の教室では、低学年・高学年に分かれ、困ったときに、周りの人に、自分が困っていることを伝え、助けを求めてよい、ということ学びました。いじめがあった時、それを人に伝えることは、簡単なようですが、実は勇気がいることなのです。「いじめられて、恥ずかしい。親に迷惑をかけたくない。」と自分だけで抱え込んでしまいがちです。**困ったとき、つらいときは、友だちや家族、先生などに相談しよう、と教えていただきました。**

大人は、普段から子どもと会話し、一緒に過ごし、子どもを認めているというメッセージを送りましょう。親に相談できる関係ができることで、困ったときは相談すればいいんだと「相談できる子」に育てていくのだそうです。

人権教育参観日の講演会でも、やはり同様の話がありました。NPO法人カシオペア理事





長の清水由佳さんは、「ちゃんと話を聞いてもらえているという感覚は、こちのいいものです。」「わかってもらえたら、苦手を受け止めてもらえたら、ちゃんと応援してもらえたら、困っているとき、助けてもらえたら、ちゃんと話を聞いてもらえたら、うれしいね。」と伝えてくださいました。大人として、子どもとの接し方話し方を考える機会となりました。

さて、人権教育の取り組みは、さまざまな角度から行っています。低学年では、「なかよしの木」で友だちからの温かい言葉や行動などに目を向けていきました。高学年は、千曲市からの要請もあり、標語づくり、作文、ポスターなどに取り組みました。28日には、人権教育の授業参観があり、それぞれの学級で1時間授業を公開しました。

4年生の標語からいくつか紹介します。ポスターは5年生の作品です。

ありがとう 言っても言われても うれしいね
 ひとことで 自分は楽しくても やな人もいる
 言う前に 言っていることを 考えて
 明るいあいさつが 相手を変える 第一歩
 言葉は たまに矢になる だから 温かく
 やさしい言葉をかけよう



お知らせ

○ 秋の交通安全教室では、安全な自転車乗りだけでなく、自転車に乗っていて、自分が加害者になってしまう危険性や、加害者になったときに、被害者や自分や自分の家族がどんな不幸なことになってしまうかを教えていただきました。

自転車乗りの不注意で相手にけがをさせてしまったとき、何千万円もの莫大な補償金を支払わなければならなくなるそうです。交通安全指導員の方からは1億円の補償のある保険加入をしてください、とのお話もありました。

長野県では、令和元年度10月1日より、自転車損害賠償保険への加入が義務付けられました。保護者としても未成年者の運転に係る自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。みなさんは加入していますか。いろいろな種類の自転車損害賠償保険があります。それぞれのご家庭で検討して、加入をしていかれるとよいと思います。



○ 以前から子どもたちには指導をし、改善してきていますが、放課後に学校に忘れ物を取りに来ることは原則、やめましょう。取りに来るときの危険性もあります。また、忘れても取りに来ればいいといった考えでなく、しっかり持ち物を確認する力も育てたいと考えてのことです。よろしくお願いします。